

富田浜在宅介護サービスセンター
富田浜介護予防・日常生活支援総合事業所
重要事項説明書
(2025 年 4 月1日現在)

1 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 富田浜在宅介護サービスセンター
富田浜介護予防・日常生活支援総合事業所
- ・開設年月日 2006年 4 月 1 日
- ・所在地 三重県四日市市富田浜町 26-14
- ・電話番号 059-365-0066
- ・ファックス番号 059-365-0412
- ・管理者名 中川 渉
- ・介護保険指定番号 24A0201020

(2)介護予防・日常生活支援総合についての概要

日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持、改善の可能性が高い軽度者の状態に即した自立支援のために、運動器機能向上等を実施いたします
このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる従事者の協議によって、サービス計画が作成されます
その際には利用者・保証人(ご家族)の希望を十分に取り入れるとともに、計画の内容については同意をいただくようになります

(3)介護予防・日常生活支援総合の運営方針

ご利用者個人の人格を尊重し、老いても、障害をもっても尊厳のある人間としての生活が保証されるよう施設へ通所し、また施設からの訪問サービスを利用することにより明るく心豊かな在宅生活が営めることを目指し、余生を生きがいのあるものとして充実した日々を過ごしていただくように思いやりの心をもって利用者の介護に努めることを基本理念とします
また地域の方々との心のふれあい、交流を深め、関係機関による調整および情報交換を密にして地域に溶け込んだ施設運営を目指します

2 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

四日市市(富田地区、富洲原地区、大矢知地区、羽津地区、八郷地区、海蔵地区、橋北地区、下野地区)
三重郡(朝日町、川越町)

(2) 営業日及び営業時間

- ・ 営業日は月、火、水、木、金、土曜日(日曜日、祝日は原則休日)
年末休み 12月31日、1月1日、2日、3日
- ・ 営業時間は午前8時30分～午後5時30分までとする

3 施設の職員数及び体制

	員数	業務内容
管 理 者	1 人	管理業務
生 活 相 談 員	1 人	生活相談
看 護 職 員	1 人以上	日常生活上の看護
介 護 職 員	4 人以上	日常生活上の介護
機能訓練指導員	1 人以上	個別機能訓練指導

通所サービス利用者定員(1日)

定員 32 名

4 サービス内容

- ① サービス計画の立案
- ② 介護
- ③ 看護
- ④ 運動器機能訓練計画の作成(対象者のみ)
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ 昼食
- ⑦ 入浴
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 行政手続き代行

5 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています

協力医療機関(併設病院)

- ・名称 医療法人富田浜病院
- ・住所 三重県四日市市富田浜町 26 番 14 号

6 緊急の連絡先

緊急の場合には、「富田浜在宅介護サービスセンター富田浜介護予防・日常生活支援総合介護事業所用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します

7 当施設利用に当たっての留意事項並びに禁止事項

- ・面会は定められた時間で行ってください
- ・外出は施設長の許可が必要です
- ・飲酒は禁止。喫煙は所定の位置でお願いします
- ・設備、備品の利用は施設長の許可が必要です
- ・金銭、貴重品の管理はご利用者様ご自身で管理してください
- ・ペットの持ち込みは禁止させていただきます
- ・職員への中元、歳暮等の贈答品はご遠慮願います

- ・火気の手扱いは禁止させていただきます
 - ・飲食物の持ち込みは禁止させていただきます
 - ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止させていただきます
 - ・サービス提供時間内(10:00~16:30)の診療機関の受診はできません
- ※ 上記の禁止・留意事項に反する利用者に対してはその場で注意させていただきます

8 非常災害対策

- ・防災設備スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練年 2 回

9 利用料金

(1)基本料金(介護保険制度では、要介護状態区分等により利用料が異なります。自己負担金額は基本的に1割負担です)

①施設利用料

通所型サービスⅠ (要支援 1・事業対象者 1)	月 4 回まで 436 単位/回
	月 5 回以上 1,798 単位/月
通所型サービスⅡ (要支援 2・事業対象者 2)	月 8 回まで 447 単位/回
	月 9 回以上 3,621 単位/月
科学的介護推進体制加算	40 単位/月
通所型送迎減算	-47 単位/片道
口腔機能向上加算Ⅰ・Ⅱ	150 単位・160 単位/月
生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位/月
サービス提供体制加算Ⅰ 11 (要支援 1・事業対象者 1)	88 単位/月
サービス提供体制加算Ⅰ 12 (要支援 2・事業対象者 2)	176 単位/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1000 分の 92 に相当する単位数

②地域区分の適用

①施設利用料×10.27 円

(2)その他の料金

・食費

昼食代 700 円、おやつ代 50 円

- ・家族様のやむを得ない理由によるサービス提供時間外の利用
1,500 円/30分

10 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たりご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます

11 事故発生時の施設の対応

(1)利用者・家族への対応

① 施設内での事故対応

施設内で介護事故が発生した場合、直ちに利用者の状態を確認し、身体状態によっては現場職員が可能な限り緊急処置を行います

同時にその他の現場職員が施設担当医師に連絡し、施設担当医師により処置を施していただきます

施設で対応できないと判断した場合は、協力医療機関の富田浜病院、もしくは救急車を依頼しご希望の医療機関に移送し受診していただきます

② 施設外での事故対応

施設外で発生した事故(利用者を自宅内・外で介護した際に発生した事故、施設行事で外出した際に発生した事故、施設送迎時に発生した交通事故等)施設外で発生した事故の場合、まず、現場職員が利用者の身体状態を確認し、施設責任者に連絡し指示を得ます

緊急を要する場合、身体状態によっては直ちに救急車を依頼し到着を待ちます

その間、現場職員が心肺蘇生等の救命処置を施す場合があります

緊急を要しないと判断された場合、自宅にて療養していただくか施設車両で協力医療機関に移送、もしくはご希望の医療機関に移送し受診していただくこともあります

③ 責任者への報告

基本的に介護事故が発生したら直ちに責任者へ報告します(場合によっては事後報告となる場合があります)

④ 家族様への説明

介護事故発生後、責任者が出来るだけ速やかに家族に説明します

その際、誠意を持って説明し、家族の申し出についても誠実に対応します

⑤ 利用者・家族への損害賠償

介護事故により、施設側が賠償責任を負った場合は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社「介護保険・社会福祉事業者総合保険」により補償します

⑥ 事故記録と報告

事故の対応が一通り完了した後、出来るだけ早く事故報告書を作成します

しかし、事故の程度により作成しないケースもあります

(2)行政機関への報告

① 介護事故の場合、速やかに四日市市へ報告します

12 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます

- ・ 苦情受付窓口(担当者)

苦情解決責任者	施設長 中川 渉
苦情解決担当者	高木 友貴

- ・ 受付時間

月曜日から土曜日 8時30分～17時30分

(日曜日、祝日、年末年始休み12月31日～1月3日を除く)

電話番号	059-365-0066
FAX	059-365-0412
Mail	syahuku@tomidahama.jp

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています

(2) 行政機関その他苦情受付機関

四日市市役所介護高齢福祉課	所在地	四日市市諏訪町 1-5
	電話番号	059-354-8170
	FAX	059-359-0288
国民健康保険団体連合会	所在地	津市桜橋 2 丁目 96
	電話番号	059-213-6500
	FAX	059-222-4166
三重県社会福祉協議会	所在地	津市桜橋 2 丁目 131
	電話番号	059-227-5145
	FAX	059-227-6618

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました

社会福祉法人 富田浜福祉会
富田浜在宅介護サービスセンター
富田浜介護予防・日常生活支援総合事業所

氏名 ⑩

年 月 日

事業者
住所 三重県四日市市富田浜町 26 番地 14 号
社会福祉法人 富田浜福祉会
富田浜在宅介護サービスセンター
富田浜介護予防・日常生活支援総合事業所
施設長 中川 渉 ⑩

私(利用者及びその家族)はサービスの提供の開始に際し、上記担当者から別紙について説明を受け、サービスを利用することに同意いたします

社会福祉法人 富田浜福祉会
理事長 河野 稔文 殿

本 人
(利用者) 住 所

氏 名

代 理 人 住 所

氏 名

続 柄(利用者との関係)

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします

富田浜在宅介護サービスセンター 介護予防・日常生活支援総合事業 運営規程

(趣旨)

第1条 本規程は、社会福祉法人富田浜福祉会富田浜在宅介護サービスセンター介護予防・日常生活支援総合事業事業所(以下「事業所」という。)が行う介護予防・日常生活支援総合事業の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(以下「従業者」という。)が、要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適切な介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを趣旨とする。

(事業の目的及び運営の方針)

- 第2条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 3 関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 5 介護予防・日常生活支援総合事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 富田浜在宅介護サービスセンター介護予防・日常生活支援総合事業事業所
- 二 所在地 三重県四日市市富田浜町26番14号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤専従)
管理者は、通所介護計画を作成し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 1名(常勤専従) 1名(常勤兼務)
生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者が日常生活を営むことができるよう相談援助等の生活指導を行う。
- 三 介護職員 6名(常勤専従 4名)(非常勤専従 2名)
介護職員は、動作介助等の日常生活上必要な介護を行う。

四 看護職員 3名（非常勤専従 2名）（非常勤兼務1名）

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

五 機能訓練指導員 1名（常勤専従 1名）

機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月・火・水・・・木・金・土

ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後17時30分まで

三 サービス提供時間 午前9時00分から午後16時30分

（利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は、次のとおりとする。

利用定員 30人

（介護予防・日常生活支援総合事業等内容）

第7条 介護予防・日常生活支援総合事業の内容は、次のとおりとし、居宅サービス計画に基づいてサービスを提供する。

一 生活指導、相談援助

二 健康チェック

三 機能訓練

四 食事の提供

五 送迎

六 その他利用者に対する便宜の提供

（介護予防・日常生活支援総合事業の利用料その他の費用の額）

第8条 介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該介護予防・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、その額の法令等で定められた負担割合とする。

2 前項のほか、その他の費用として、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受ける。

一 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する交通費

通常の事業の実施地域を越えた地点から、1kmあたり30円

二 食費 一食あたり 650円

三 おむつ代 実費

四 前各号のほか、介護予防・日常生活支援総合事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
実費

3 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、予め当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨について利用者の署名（記名押印）を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

四日市市 (富田地区・富須原地区・大矢知地区・羽津地区・八郷地区・下野地区
橋北地区・海蔵地区)

三重郡 (川越町・朝日町)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 介護予防・日常生活支援総合事業の提供にあたっては、利用者に係る医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等について確認し、利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意する。

- 2 利用者が浴室、機能訓練室その他の設備及び備品等を使用する場合は、従業者の指示に従って使用するよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 介護予防・日常生活支援総合事業の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第12条 介護予防・日常生活支援総合事業の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第13条 震災、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知する。また、非常災害に備えるため、次のとおり定期的な訓練を行う。

避難訓練 : 年1回

救出訓練 : 年1回

通報訓練 : 年1回

- 2 前項の具体的計画とは、消防法施行規則第3条に規定の消防計画又はこれに準ずる計画及び非常災害に対処するための計画とする。また、管理者を防火管理についての責任者とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(相談・苦情対応)

第15条 利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、介護予防・日常生活支援総合事業に関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。

2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、勤務体制の整備に努める。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。

3 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。

4 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人富田浜福祉会富田浜在宅介護サービスセンター介護予防・日常生活支援総合事業事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。